

財産の譲与について

財産を次のように譲与する。

熊本市長 大西 一 史

1 譲与する財産の表示

(1) 建物

名称	所在地	構造	床面積(㎡)
熊本市立熊本五福 幼稚園園舎	熊本市中央区魚屋 町1丁目8番1	鉄筋コンクリート 造2階建て	549.59
熊本市立熊本五福 幼稚園倉庫	熊本市中央区魚屋 町1丁目8番1	コンクリートブロ ック造1階建て	13.86

(2) その他

前号に掲げる建物に付随する工作物一式

- 2 譲与の相手方 熊本市中央区新町1丁目3番8号
学校法人 熊本YMCA学園
理事長 岡 成也

(提出理由)

熊本五福幼稚園の一部譲与について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。